京都総合法律事務所メールマガジン 2020年1月号

<おしながき>

- 【1】ビジネスニュースランキング
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都 総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月 1 回 発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

http://kyotosogo-law.com/

【1】ビジネスニュースランキング

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野﨑隆史 が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

2020年は趣向を変え、ランキング方式でお届けします。

◆第 10 位◆

日本商工会議所が「令和2年度税制改正のポイント」を作成しました。

創業・第二創業の活性化、中小企業の設備投資や販路開拓、地方創生等に資する税制について解説がなされています。

https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2019/1225140000.html

◆第9位◆

最高裁判決をご紹介します。

2019年12月20日、最高裁は、覚せい剤譲渡の約束に基づき支払われた代金全額が「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」2条3項にいう「薬物犯罪の犯罪行為により得た財産」に当たると判断しました。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89109

◆第8位◆

「経営者保証に関するガイドライン」の特則が公表されました。

この特則では、事業承継時に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたものとなっています。

事業承継時には原則二重徴求は求めないこととするなどの経営者保証に依存しない融資の一層の実現に向けた取組みが進むことで、円滑な事業承継が行われることが期待されます。https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20191224-2.html

◆第7位◆

特定商取引法に関するトラブルは後を絶ちません。

消費者庁が、「これって1回限りじゃないの!? 通販申込前の確認ポイント」を公表しました。

- Q.1回限りの購入?継続的な購入?
- Q.継続的な購入の場合、回数は?
- Q.解約しないとずっと続く?
- Q.解約方法・条件や返品方法・条件は?
- Q.継続的な購入の場合、総額や一定期間での支払額は?
- Q.支払時期や引渡時期は?

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_191226_03.pdf

◆第6位◆

最高裁判決をご紹介します。

2019 年 12 月 24 日、最高裁は、「合資会社を退社した無限責任社員が負担すべき損失の額が当該社員の出資の価額を超える場合には、定款に別段の定めがあるなどの特段の事情のない限り、当該社員は、当該会社に対してその超過額を支払わなければならない」との判断を示しました。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89113

会社設立に際し、定款のリーガルチェックとリスクの把握は必須です。

◆第5位◆

BCP (事業継続計画) は策定できていますか?

近年、大規模な自然災害が続く中で、BCPが注目されています。

災害や事故に備え、早急に復旧できるよう事前に想定しておくことはもちろん、取引条件と して BCP 策定を求める企業もあり、中小企業にとっても BCP の策定は急務です。

ところが、2019 年度版「中小企業白書」によると、BCP を策定している中小企業は全体の16.9%であり、また従業員規模が小さくなるほど策定割合が低くなっています。

BCP を策定していない理由は、「人手不足」、「複雑で、取り組むハードルが高い」、「策定の重要性や効果が不明」といった理由が挙げられています。

そこで、大阪府が、最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込み、「超簡易版 BCP『これだけは!』シート」を作成し、公開しました。

http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=36722 当事務所は BCP 策定のサポートが可能です。

◆第4位◆

派遣法に関する措置命令をご紹介します。

多重派遣が行われていた事案において、労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づき、労働者派遣事業、請負事業、出向等の全ての総点検、是正措置、再発防止措置、遵法体制の整備が命じられました。

https://www.mhlw.go.jp/content/11654000/000579296.pdf

当事務所では、

· 派遣法改正対応

日時:2月13日(木)16時~18時

講師:弁護士 伊山正和

http://kyotosogo-law.com/roudoumonndaiseminar/

と派遣法に関するセミナーを実施しますので、ぜひご参加ください。

◆第3位◆

国土交通省は、建設分野における在留資格「特定技能」での外国人材受入れにあたり、特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、(一社)建設技能人材機構(JAC)に対し、適正就労監理機関及びその業務を定める通知を発出するとともに、建設業者団体等宛てに、工事現場を管理する元請企業が果たすべき役割を示した下請指導ガイドラインの改正を行い、通知しました。

適正就労監理機関は主に以下の業務を行います。

- ① 特定技能外国人に対する受入れ後講習の実施(雇用契約締結サポートを受けた受入企業に雇用される外国人は受講免除)
- ② 受入企業に対する巡回指導業務等
- ③ 特定技能外国人から受入企業を介さずに直接相談を受け付ける母国語相談ホットライン業務

なお、②と③の業務については、JAC からの委託により実施しますので、企業の費用負担はありません。

また、建設分野では、入管法によって受入企業が果たすべきとされている 10 項目支援のうち、相談及び苦情への対応及び転職支援については、JAC が無償で受託して受入企業の実施義務を代行することが可能となります。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo14_hh_000884.html 当事務所は外国人材の受け入れサポートが可能です。

◆第2位◆

特許庁が商標について意欲的な HP を作成しました。

その名も「商標拳 ~ビジネスを守る奥義~」

https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/shohyoken/index.html 先月号では、明治以来の大改正があった意匠法ご紹介しました。

https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol44/07_page1.html

知的財産の保護への関心の高まりに伴い、特許庁の動きが活発になっています。

当事務所では、

・経営者が知っておきたい著作権

日時:6月25日(木)16時~18時

講師:弁護士・弁理士 拾井美香

http://kyotosogo-law.com/ceoseminar/

· 模倣品対策

日時:10月15日(木)16時~18時

講師:弁護士・弁理士 拾井美香

と知的財産に関するセミナーを実施しますので、ぜひご参加ください。

◆第1位◆

令和 2 年 4 月に施行される改正民法への対応等のため、中央建設業審議会で建設工事標準 請負契約約款の改正が決定され、その実施が勧告されました。

改正後の約款の概要は次のとおりです。

(1) 譲渡制限特約について

公共約款については、前払や部分払等によってもなお工事の施工に必要な資金が不足する 場合には発注者は譲渡の承諾をしなければならないこととする条文

民間約款については、資金調達目的の場合には譲渡を認めることとする条文、を選択して使 用できることとしました。

また、譲渡制限特約に違反した場合や資金調達目的で譲渡したときにその資金を当該工事の施工以外に使用した場合に、契約を解除できることとしました。

(2) 契約不適合責任について

改正民法にあわせて、「瑕疵」を「契約の内容に適合しないもの」に文言を改め、その場合 の責任として履行の追完と代金の減額請求を規定しました。

(3) 契約の解除について

改正民法にあわせて、催告解除と無催告解除を整理した上で契約解除を規定し直しました。

(4) 契約不適合責任の担保期間について

改正民法にあわせて、材質の違いによって担保期間に差異を設けるのではなく、契約不適合の責任期間を引渡しから2年とし、設備機器等についてはその性質から1年としました。なお、引渡しから2年(設備機器等1年)の期間内に通知をすれば、通知から1年間は当該期間を過ぎても請求が可能です。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000663.html

この機会にぜひ御社の契約書をアップデートしてください。

当事務所は各種契約書の改正民法アップデート対応をサポートさせていただきます。

【2】セミナー案内

2020年も各弁護士の専門性を活かした中心にセミナーを実施します。 ぜひご期待ください。

① 2020年4月施行パワハラ防止法制化対策

日時:1月31日(金)16時~18時

講師:弁護士・弁理士 拾井美香

http://kyotosogo-law.com/seminar-power-harassment/

② 派遣法改正対応

日時:2月13日(木)16時~18時

講師:弁護士 伊山正和

http://kyotosogo-law.com/roudoumonndaiseminar/ 添付のチラシもご覧ください。

③ カスタマーハラスメント対応

日時:4月16日(木)16時~18時

講師:弁護士 野﨑隆史

http://kyotosogo-law.com/seminar-customer-harrasment/添付のチラシもご覧ください。

④ 団体交渉・労働組合対応

日時:5月13日(水)16時~18時

講師:弁護士 伊山正和

http://kyotosogo-law.com/roudoumonndaiseminar/

⑤ 経営者が知っておきたい著作権

日時:6月25日(木)16時~18時

講師:弁護士・弁理士 拾井美香

http://kyotosogo-law.com/ceoseminar/

⑥ 問題社員対応

日時:7月9日(木)16時~18時

7月14日(火)16時~18時

8月19日(水)16時~18時

講師:弁護士 伊山正和

※いずれも同じ内容です。

⑦ 広告規制対応

日時:9月15日(火)16時~18時

講師:弁護士 野﨑隆史

⑧ 模倣品対策

日時:10月15日(木)16時~18時

講師:弁護士・弁理士 拾井美香

⑨ 重要判例研究 2020

日時:11月11日(水)16時~18時

講師:弁護士 野﨑隆史

参加費は各回とも 2,000 円です (顧問先様は 2 名様まで無料)。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは・・・

http://kyotosogo-law.com/inform/

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.6 を発行しました。

- ・5年前の残業代の請求を受ける時代の到来(前半)
- ・管理費等の滞納者に対する弁護士費用の請求
- 宇奈月温泉事件
- ・2020 年 労働問題セミナー・企業法務セミナー 開催スケジュール 添付の PDF をご覧ください。

バックナンバーは・・・

http://kyotosogo-law.com/category/letter/

【編集後記】

2020年1月号、いかがでしたでしょうか?

1月23日のパワハラセミナーも多くの方々にご参加いただき、ありがとうございました。 ハラスメントに関するお悩みに対し、より良いご提案ができるよう事務所一同精進します。

今月号は大相撲。徳勝龍関、初優勝おめでとうございます。

小学生の頃に巡業を見に行った際に花道を下る曙関に吹っ飛ばされて以来の大相撲好きと

しては、この初場所は毎日ワクワクした2週間でした。

前半好調だった遠藤関は後半息切れ?

優勝は逃しましたが、貴景勝関が大きな怪我無く乗り切れたことに一安心です。

初場所で目を引いた取組みは2番あります。

一つ目は、10日目の徳勝龍関と千代丸関。

その後まさか優勝するとは思っていなかったので、全く注目していなかったのですが、土俵際からの突き落としで千代丸関が一気に土俵外に弾き飛ばされました。

一体何が起きたのかと目を疑いました。

まだ視聴可能だと思いますので、観ていない方はぜひ。

https://www1.nhk.or.jp/sports2/sumomovies/10.html

二つ目は、13日目の炎鵬関と阿炎関。

こちらも衝撃のラストでした。

https://www1.nhk.or.jp/sports2/sumomovies/13.html

徳勝龍関は33歳。同学年には、横綱・稀勢の里関(既に引退)やカド番からの全勝優勝も成し遂げた大関・豪栄道関(今場所で引退)がいます。

遅咲きでキャリアハイを記録した徳勝龍関は、努力がいつか実を結ぶ好例だったと思います。

(弁護士 野﨑隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に名刺 交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

http://kyotosogo-law.com/inform/

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

http://kyotosogo-law.com